



第 28 回

景品表示法について(1)

今回から2回にわたり、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)につき、ご説明します。

1 法の目的

誇大広告や虚偽表示、あるいは過大な景品提供によって顧客を誘引することは、公正な競争のルールに反し、消費者の商品選択をゆがめることとなります。

かかる行為は独禁法にいう「不公正な取引方法」の一類型に該当しますが、これを防止するために独禁法の特例として制定されたのが、景表法です。

2 景品の規制

ここで「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品やサービスの取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益をいいます。値引きやアフターサービスは除かれています。

景品類を提供する方法により、一般懸賞、共同懸賞、総付(そづげ)景品、オープン懸賞に分かれており、それぞれ規制が決められております。

一般懸賞・共同懸賞

「懸賞」というのは、取引に附随して、くじその他偶然性を利用することによって、景品類の提供の相手方又は提供する景品類を定める方法のことをいいます。「共同懸賞」は、商店街などにおいて年末年始などに、多数の事業者が参加して行う懸賞です。

一般懸賞では、取引価額の最高額は取引価額の20倍(取引価額5000円以上の時は10万円)、景品類の総額は売

上予定総額の2%以内。共同懸賞では、取引価額にかかわらず、景品類の最高額は30万円、景品類の総額は売上予定総額の3%以内と定められています。

総付景品

一般消費者に対し、取引に附随して懸賞の方法によらず(すべての相手方へ)景品類を提供する方法を総付景品といいます。景品類の最高額は、以下の範囲内であって、正常な商習慣に照らして適当と認められる限度内でなければなりません。

すなわち、取引価額1000円未満のときは、景品類の最高額は200円、取引価額1000円以上のときは、取引価額の10分の2です。

オープン懸賞

取引に附随しないで新聞広告などにより告知し、ハガキなどで応募させ、くじの方法により賞品、賞金を提供する行為を「オープン懸賞」といいます。従来、「オープン懸賞告示」に

より提供できる金額は1000万円以下と規定されていましたが、現在では同告示は廃止され、金額の上限はなくなりました。

特定業種における景品の制限

新聞業、不動産業、雑誌業、医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業の4業種については、それぞれ業種の特性に応じた制限がありますので、注意が必要です。

3 不当表示の規制

「不当表示」とは、虚偽又は誇大な表示によって顧客を誘引する行為をいいます。

景表法は、一般消費者に誤認される表示について、次の3類型に分けて規制しています。

①商品・サービスの内容についての不当表示(優良誤認表示)、②商品・サービスの取引条件についての不当表示(有利誤認表示)、③公正取引委員会が指定する不当表示(無果汁の清涼飲料水等の表示、原産国の表示など6つを指定)です。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル なやみよまるく
0120-7834-09
予約受付:年中無休 7時~24時

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュロランドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円

◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています

◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大! 弁護士20名、相続アドバイザー3名

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸/柴橋修/稲垣洋之
山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/西丸洋平/齋村美由紀
山本淳哲/上土井幸始/城昌志/高尾健太郎/山本靖子
松浦亮介/粟井良祐/榎本紀子/新名内沙織/久井春樹

- 契約書
- 債権回収
- 労務問題
- 知的財産
- 倒産・再生
- 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します